12　この協定は、両締約者が、効力発生に必要な自己の法的手続を完了した旨を相互に通知する公文を交換した日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この協定は、効力発生の日以後に行われた共助の請求（請求された共助が効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。（第二〇条関係）

◇投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定（条約第七号）（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護のための包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、恣意的な措置により投資家の投資活動を妨げてはならず、他方の締約国の投資家の投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。（第四条関係）

5　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出する等の要求を課し、又は強制してはならない旨定める。（第五条関係）

6　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等につき定める。（第六条関係）

7　各締約国は、投資活動に関連する法令等を速やかに公表すること等について定める。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす規制を設定等する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第八条関係）

9　各締約国は、協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。（第九条関係）

10　一方の締約国は、他方の締約国の国籍を有する自然人の入国等に係る申請に対し、好意的な考慮を払う旨定める。（第一〇条関係）

11　締約国が収用等の措置をとる場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等について定める。（第一一条関係）

12　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第一二条関係）

13　一方の締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。（第一三条関係）

14　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が自由に行われること等を確保する旨定める。（第一四条関係）

15　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一五条関係）

16　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一六条関係）

17　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとることができること等について定める。（第一七条関係）

18　いずれの締約国も、一定の要件の下、内国民待遇の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの等に適合しない措置を採用し、又は維持することができる旨定める。（第一八条関係）

19　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができること等について定める。（第一九条関係）

20　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない旨定める。（第二〇条関係）

21　この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない旨定める。（第二一条関係）

22　合同委員会の設置等について定める。（第二二条関係）

23　一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和等を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等について定める。（第二三条関係）

24　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の者によって所有等される場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二四条関係）

25　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生前に他方の締約国の区域内において取得されたものについても適用されること等について定める。（第二五条関係）

26　この協定の効力発生、有効期間等について定める。（第二六条関係）

27　第二条1、第二条3及び第五条により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）

◇経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（条約第八号）（外務省）

この協定は、我が国とベトナム社会主義共和国との間で物品及びサービスの自由化及び円滑化を促進し、両国間の経済活動の連携を強化するとともに、自然人の移動、知的財産等の幅広い分野での協力を強化するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）

協定の目的、透明性、公衆による意見提出の手続、行政上の措置に関連する手続、秘密の情報、租税、一般的例外及び安全保障のための例外、他の協定との関係、実施取極、合同委員会、両締約国間の連絡等について定める。

2　物品の貿易（第二章関係）

一方の締約国は、他方の締約国の産品に対し、内国民待遇を与えること及び他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げること等について定める。

3　原産地規則（第三章関係）

産品が締約国の原産品とされる要件等について定める。

4　税関手続（第四章関係）

両締約国の税関手続に関する透明性、協力及び情報の交換等について定める。

5　衛生植物検疫措置（第五章関係）

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずること等ができる照会所を指定すること、小委員会を設置すること等について定める。

6　強制規格、任意規格及び適合性評価手続（第六章関係）

強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野における両締約国の協力、照会所の指定、小委員会の設置等について定める。

7　サービスの貿易（第七章関係）

一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、市場アクセスに関する義務を負い、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与えること並びに附属書六の自国の表に記載する分野等に関する措置を除き、最恵国待遇を与えること等について定める。

8　自然人の移動（第八章関係）

一方の締約国は、第八章の規定に従って、他方の締約国の自然人に対し入国及び一時的な滞在を許可すること等について定める。

9　知的財産（第九章関係）

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定の規定に従い、知的財産の保護に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を他方の締約国の国民に与えること、各締約国は、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとること等を定める。

10　競争（第一〇章関係）

反競争的行為に対する取組による競争の促進等について定める。

11　ビジネス環境の整備（第一一章関係）

ビジネス環境の整備のための小委員会の設置等について定める。